

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁防災情報室長

MCA陸上移動通信システム及び市町村デジタル移動通信システム
による地域住民への災害情報等伝達体制の整備について

豪雨や台風、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生した場合、避難勧告等を迅速かつ的確に住民に伝達することは住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために極めて重要であり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第56条において、災害に関する予報若しくは警報の伝達は市町村長の責務とされています。

国民保護の面でも、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第47条第2項において、市町村長は国民保護に係る警報を受けた際に防災行政無線等により速やかに住民等に伝達するよう努めなければならないとされているところであり、これまでも各市町村においてこれら警報等の伝達手段として同報系の市町村防災行政無線(以下、「同報無線」という。)の整備が図られてきたところです。

また、消防庁においては、本年10月1日から開始される予定の気象庁の緊急地震速報について、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用して情報伝達できるよう準備を進めているところです。

しかしながら、同報無線の整備率は、平成19年3月末現在、全市町村の75.2%にとどまっており、整備予定を有しない団体も少なくない状況にありますので、これら同報無線未整備市町村における災害情報等伝達体制の確立は喫緊の課題となっています。

同報無線は、災害時、緊急時において情報を地域住民に対して迅速かつ確実に伝達することができる重要な施設ですが、財政的理由等により早期整備が困難である場合には、MCA陸上移動通信システム又は市町村デジタル移動通信システムを活用し、屋外拡声機能を設けることにより、地域住民に対して情報伝達を行う同報無線の代替として利用することも可能となりますので、同報無線未整備市町村においては災害情報等伝達体制が早期に確立されるよう市町村の取り組みを一層促進すべく、貴職におかれても市町村への周知等、引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

なお、移動通信システムを活用して整備を進めるにあたってはその特性を理解するとともに下記事項に留意されるようお願いいたします。

記

1 MCA陸上移動通信システムによる災害情報伝達体制の確立

- (1) 本システムは総務省から認可を受けた事業主体が運用する移動通信系のシステムであることから、無線設備の一部については市町村での整備が不要となり比較的廉価に整備することが可能であるが、月額利用料の負担があること。
- (2) 一通話あたりの通話時間に制限があるので、これに留意して使用する必要があること。
- (3) 複数の免許人で複数の周波数を共用する通信システムであるため、通信要求の集中時にはその要求に応じ得ない場合があるので、利用に際しては事業主体との間で優先接続利用の取り扱いとする必要があること。
- (4) 都市部及び国道等幹線道路沿いを中心に通信可能エリアを設けているため、防災体制上必要な場所が通信可能エリアに含まれない場合や所要の回線品質が確保されない場合があるので、通信可能エリアを事前に確認することが必要であること。
- (5) 音声通信を主に行うものであるため、サイレン等に必要な音質が確保されない場合があるので、屋外拡声子局の設置に際しては別途音源を設ける等により所要の音質を確保する必要があること。
- (6) 防災を目的としてMCA陸上移動通信システムを活用するものであることから、停電対策、地震対策、浸水対策等にも十分配慮し、所要の措置を講ずる必要があること。

2 市町村デジタル移動通信システムによる災害情報伝達体制の確立

- (1) 防災体制上必要な場所が通信可能エリアに含まれない場合や所要の回線品質が確保されない場合があるので、通信可能エリアを事前に確認することが必要であること。
- (2) 音声通信を主に行うものであるため、サイレン等に必要な音質が確保されない場合があるので、屋外拡声子局の設置に際しては別途音源を設ける等により所要の音質を確保する必要があること。

3 全国瞬時警報システム(J-ALERT)との接続への配慮

人工衛星を経由して同報無線を自動起動し、住民に緊急情報を瞬時に伝達するJ-ALERTについては、消防庁では、平成19年2月から一部の情報の送信を開始したほか、今年度から市町村へ衛星モデムの配備を開始し、10月1日(予定)からは気象庁の緊急地震速報にも対応できるよう取り組んでいるところです。

このため、MCA陸上移動通信システム又は市町村デジタル移動通信システムを同報無線の代替として整備する場合にも、J-ALERTとの接続性を確保するようお願いいたします。

4 財政措置

MCA陸上移動通信システム又は市町村デジタル移動通信システムを活用し、屋外拡声機能を設けることにより地域住民に対して情報伝達を行う同報無線の代替として利用する場合、防災対策に必要な措置を講じ、同報無線と同等の機能を有すると認められるときは、防災基盤整備事業の対象とし、同報無線(デジタル方式)と同様の財政支援措置の対象となります。

(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

担当： 西岡課長補佐、斎田係長

電話： 03-5253-7526

FAX： 03-5253-7536